都 道 府 県

 各 指定都市

 中核市

民生主管部局 御中

厚生労働省健 康 局 総 務 課 医 政 局 総 務 課 医 薬 食 品 局 務 課 労 働 基 準 総 務 局 課 労働基準局安全衛生部計画 職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課 雇用均等・児童家庭局総 課 社. 援 護 局 社 会 · 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 老 健 局 総 務 課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について (周知依頼)

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏は、過去に例をみないほどの猛暑が続き、熱中症による緊急搬送件数や死亡者数が前年に比べて大幅に増加するなど、熱中症による健康被害が数多く報告されました。暑さが直接健康に及ぼす脅威として、熱中症が国民一般に広く再認識され、それに対する対策の重要性がますます高まっています。さらに、今年の夏は、厳しい電力供給の状況を踏まえ、政府として国民の皆様に節電の取組をお願いしているところであり、エアコンなどの使用抑制が予想されます。こうした状況の中、熱中症への対応は、特に弱者対策として重要な課題となっています。

気象庁の発表によれば、今年の夏(6~8月)の平均気温は、平年並みか高いとの予報です。気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、今般、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、 別添のとおりリーフレットを作成しました。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リ ーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱 中症の予防法について、医療機関、介護事業者(施設、訪問介護等)、障害福祉サービス事 業者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症にかかりやすい高齢者、障害児(者)、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、節電を意識するあまり健康を害することのないよう、気温や湿度の高い日には、無理にがまんせず、適度にエアコン等を使用して、暑さを避け、熱中症を防止していただくよう、呼びかけをお願いいたします。

併せて、緊急の場合には、水分補給や涼しい場所への避難ができるよう、例えばコンビニエンスストア、飲食店、薬局、理・美容所、クリーニング店等に対して、避難所(シェルター)の協力を呼びかける等、各自治体の実情に応じて、対応を御検討いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

(担当者)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 稲田

TEL : 03-5253-1111 (内: 7830)

03-3595-2491 (直通)

厚生労働省社会・援護局総務課 火宮

TEL : 03-5253-1111 (内: 2815)

03-3595-2612 (直通)

厚生労働省老健局総務課 遠坂

TEL : 03-5253-1111 (内: 3919)

03-3591-0954 (直通)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 南

TEL : 03-5253-1111 (内: 3017)

03-3595-2389 (直通)